

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 平成30年8月24日（金曜日）
午前9時開会，午前10時15分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 平成30年第4回（12月）定例会の日程（案）について
 - (2) 平成30年第3回（9月）定例会の運営について
 - ① 日程について
 - ② 上程される議案等について
 - ③ 請願・陳情について
 - ④ 決算特別委員会の設置及び委員の選出について
 - (3) ニセ電話詐欺撲滅宣言の依頼について
 - (4) 要請書（茨城県平和友好祭実行委員会）
 - (5) 平成30年度第1回議会報告会における意見・提言等について
 - (6) 平成30年度第2回議会報告会の実施について
 - (7) 議会基本条例第20条第2項に基づく議員研修会の実施について
 - (8) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	内田	卓男
副委員長	小坂	博
委員	寺内	充
委員	吉田	博史
委員	篠塚	昌毅
委員	平石	勝司
委員	島岡	宏明

欠席委員（なし）

その他出席した者

議 長 海老原 一郎
副議長 福田 一夫

説明のため出席した者

副市長 五頭 英明
市長公室長 船沢 一郎
財政課長 佐藤 亨

事務局職員出席者

局 長 塚本 哲生
次 長 川上 勇二
係 長 宮崎 清司
主 査 村瀬 潤一
主 査 寺嶋 克己

傍聴者（1名）

○内田委員長 おはようございます。ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は後から来るようです。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 それでは、始めに議長からご挨拶願います。

○海老原議長 皆さんおはようございます。今年の夏は非常に暑い夏です。この後もまだ暑さが続くようです。お気をつけいただきたいと思います。今日をご案内の通り9月定例会についての議運でございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○内田委員長 今日から眞鍋の祭りなので議長は、くれぐれも注意していただきたい。それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項(1)平成30年第4回(12月)定例会の日程(案)について、協議をお願いいたします。執行部から説明をお願いします。副市長。

○五頭副市長 おはようございます。本年度第4回12月議会の定例会の日程でございますけれども、資料No.1,12月4日火曜日開会,12月18日火曜日閉会,会期15日間をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○内田委員長 これについて何か。

(発言者なし)

○内田委員長 ございませんね。はい、そういうことでございます。第4回定例会の日程については執行部説明の通りです。続いて平成30年第3回9月定例会の運営についての協議をお願いします。執行部から、はい副市長。

○五頭副市長 本年度第3回9月定例会の日程でございますけれども、資料No.2でございます。9月4日火曜日の開会,9月19日水曜日の閉会となります。これは、9月17日月曜日が敬老の日の祝日となりますので、1日ずれますので会期16日間をお願いしたいと思います。なお、全員協議会でございますけれども、9月4日初日の全員協議会はございません。9月の12日水曜日、一般質問の最後の日3日目でございますけれども、全員協議会の開催をお願いしたいと思います。

○内田委員長 初日は。なし。

○五頭副市長 初日はございません。12日水曜日中間の一般質問の最後の日でございますけれども、最終日に人事案件2件を提案予定しておりますので、そのご説明をしたいと考えております。公平委員の選任同意,それから人権擁護委員の候補者の推薦,この2件でございます。なお、公平委員につきましては、任期途中での辞任がございましたので、後任の同意をいただきたいと思います。時間は9時45分からお願いしたいと思います。それから9月19日の最終日でございますけれども、この日も全員協議会の開催をお願いしたいというふうに思っております。案件につきましては29年度の決算の認定について、それから、この決算に基づきます健全化判断比率につきまして、それから、都市開発の決算状況,その他2件ございまして、合わせて5件ご説明をしたいというふうに考えております。9時30分から開会をお願いしたいと思っております。以上です。よろしく願いいたします。

○内田委員長 よろしいですか。それでは・・・。

○宮崎事務局係長 委員長。

○内田委員長 はい、どうぞ。

○宮崎事務局係長 9月の4日議会の初日なんですけれども、全員協議会、執行部は入りませんけれども、定例会の運営につきまして、9時30分から全員協議会を予定しております。

○内田委員長 これは執行部なしのだね。9時30分。

○宮崎事務局係長 12月定例会と、この後の協議として第2回議会報告会、議員研修会についてのお知らせ事項がございます。

○内田委員長 9月4日初日9時30分から全員協議会です。9月12日9時45分から全員協議会、最終日9月19日9時30分から全員協議会3つです。何かございますか。

(発言者なし)

○内田委員長 それでは、執行部から議案に入っていかな。公室長。

○船沢市長公室長 おはようございます。第3回定例会議案等概要、こちらの資料に基づきましてご説明の方をさせていただければと存じます。1番下に全部の案件31件とございますが、内訳の方を確認させていただきます。1ページと2ページの方をご参照していただけますでしょうか。1ページと2ページに細かい提出案件の一覧がございまして、まず1ページの報告からでございます。専決処分につきまして6件ございます。うち1件が条例の改正についてでございます。その他が和解でございます。法人の経営状況が4件ございます。それから、健全化判断比率等が2件ございまして、こちらにつきましては、最終日の提出予定となっております。続きまして議案の方に移らせていただきます。条例につきましては、記載の6件でございます。補正予算につきましては3件でございます。契約・財産の取得につきましては4件ございまして、いずれも給食センターに関するものでございます。2ページの方をお願いいたします。市道の認定につきまして1件、区域の変更が1件。人事案件でございます。公平委員会につきまして最終日に提出の方を予定しております。それから諮問でございます。人権擁護員候補者の推薦につきまして、最終日に諮問という形で提出の方を予定しております。更に認定につきまして、決算の認定、土浦市と水道の会計でございます。最終日に提出の方を予定しております。以上が31案件の内訳でございます。続きまして3ページの方をご参照していただけますでしょうか。こちらの方から個別具体の報告案件の方からご説明させていただきます。まず専決処分の6件でございます。順次ご説明の方をさせていただきます。まず1番上の四角でございます。報告第18号 土浦市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険施行令の改正に伴う条ズレの改正でございまして、法令の施行日に合わせまして、条例改正が必要となりましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。以降につきましては、和解につきましてご説明の方申し上げたいと存じます。中ほどの四角でございます。報告第19号につきましては、上坂田における市道の舗装の剥離による物損事故でございます。1番下の報告第20号でございます。こちらにつきましては、卸町における公用車にかかる物損事故でござい

す。4ページの方をお願い申し上げます。報告第21号につきましては、手野町におきまして、橋台に生じた金属剥離による物損事故。5番目でございます。報告第22号こちらにつきましては、消防本部操法大会における物損事故でございます。かけ足で申し訳ございません。5ページの方をお願い申し上げます。報告第23号 専決処分の報告について、こちらにつきましては、川口運動公園野球場における物損事故でございます。内容といたしましては、硬式野球の試合中のファウルによる一部破損によるものでございます。以上、それぞれの和解について、専決処分をさせていただきご報告を申し上げます。続きまして6ページの方をお願いいたします。法人の経営状況でございます。報告第24号から27号につきましては、市が2分の1以上を出資してございます土地開発公社、他3法人の平成29年度経営状況についてご報告を申し上げます。恐れ入ります。7ページをお願いいたします。こちら条例の方を進めさせてよろしいでしょうか。

○内田委員長 一回報告で止めましょう。報告です。皆さん何かございますか。どうぞ篠塚さん。

○篠塚委員 物損事故。今、ドライブレコーダーを使っているが、こういう時の事故、証明というのはデータとか出して検証されているのですか。こういうのが多くなってきているのですか。

○船沢市長公室長 一部でございますが、公用車の方、ドライブレコーダーを設置してございまして、こういう物損事故の場合にはドライブレコーダーを使いまして、その状況は検証してございます。

○内田委員長 全部の公用車にカメラが入っているの。

○船沢市長公室長 一部でございます。

○内田委員長 一部か。他に。

○篠塚委員 もう一点よろしいですか。

○内田委員長 はいどうぞ。

○篠塚委員 川口運動公園の物損事故ですが、所定の駐車場に停めていて起きたのですか。

○内田委員長 はいどうぞ。

○船沢市長公室長 場所が川口ではございません。L' AUBEの駐車場。

○篠塚委員 L' AUBEの駐車場。

○船沢市長公室長 そこまでボールが飛んでしましまして。

○篠塚委員 それは想定外だな。テニス場は閉鎖していますよね。陸上競技場も全部閉鎖しているのかな。民間の所だけですか。

○船沢市長公室長 今のご質問でテニスコートにつきましては、野球の試合がある時は閉鎖してございます。陸上競技場の角は残してございます。

○篠塚委員 大丈夫だということですね。

○船沢市長公室長 先ほど申しました公式戦ではなく、硬式野球の練習試合で球が出た状態でございます。

○篠塚委員 あり得るということだね。

○内田委員長 その他、ございませんか。

(「なし」との声あり)

○内田委員長 続いて議案の方をお願いします。

○船沢市長公室長 恐れ入ります。7ページの方から条例6件について順次ご説明のいたします。議案第65号 土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、こちらにつきまして改正の趣旨が1番上にございます。公職選挙法の改正に伴う改正でございまして、中ほど改正の主な内容というのがございます。黒丸の部分でございます。選挙運動のためのビラの頒布が市議会議員選挙においても可能となったことに伴う改正でございます。改正前、改正後という文章がございしますが、今まで、従前、市長選挙のビラが公費負担だったのが改正後で土浦市議会議員というのが、これに新しく加わるものでございます。これにつきましては、施行期日3月1日ということでございまして、次の市議会議員から適用になるものでございます。ビラについて補足で少しご説明させていただきますと、公費で四千枚程度証紙が交付されるようございまして。選挙管理委員会から交付された証紙を貼るビラが四千枚ぐらい作成可能でございまして、具体的な例につきましては事前に候補者の説明会の中で、細かい資料といっしょに説明はあるというふうに伺っております。現在は四千枚でサイズがA4サイズが最大と伺ってございます。続きまして66号でございます。土浦市税条例の一部改正につきましては、中ほどに主な内容で記載してございしますが、①個人市民税の非課税限度額の引き上げ、ないし、⑤たばこ税の税率の引き上げの改正がございまして、下の都市計画税関係では、法改正に伴い追加された条項に関する読み替え規定の追加でございます。続きまして8ページの方をお願いいたします。議案第67号 土浦市手数料条例の一部改正につきましては、コンビニ交付手数料を窓口交付と同額に改正する他、住民基本台帳の写しの閲覧手数料について住民票交付と同額とする改正であります。議案第68号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚労省の省令改正に伴いまして代替保育施設の役割、責任の所在を明確化することによりまして、小規模保育所でも連携協力出来るように緩和することで、家庭的保育事業に対する食事の提供を外部事業者からも搬入可能とする規定を追加するものでございます。こちらにつきましては、基準の緩和の改正でございます。続きまして9ページの方をお願いいたします。議案第69号 土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部改正につきましては、ナイトクラブが劇場・観覧場と同様の用途に変更されたため、特別用途地区において大規模集客施設として建築を制限する建物の用途に「1万平米を超えるナイトクラブ」を追加するものでございます。議案第70号 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、基本団員のみでは地域に必要な消防団員を確保することが難しい状況を踏まえ、消防活動等の特定の任務に限り従事する制度を設ける為の規定を追加するものでございます。補正の方は続けてよろしいのでしょうか。

○内田委員長 一応ここで止めます。議案について何かございますか。

(「なし」との声あり)

○内田委員長 ごさいませぬね、それでは補正をお願いします。

○船沢市長公室長 10ページの方からご説明をさせていただきます。議案第71号から73号は補正予算でございます。まず上段の総括表をご覧ください。会計欄となりますが、一般会計、介護保険特別会計、水道事業、特別会計を合わせまして、表の中ほど網かけの補正額でございますが、1億4,712万7,000円を追加するものでございます。中段といたしましては、一般会計歳入歳出決算でございます。表の網かけ中ほどの補正額でございます。歳入歳出ともに8,464万5,000円を増額いたしまして、予算額を511億8,104万7,000円とするものでございます。下段は一般会計の概要となりまして、主な内容につきましてご説明の方を申し上げます。まず3款の民生費でございます。摘要部分のご説明となります。民生費につきましては、県の方から10分の10の補助を受けまして、老人福祉施設の新規開設、既存施設の改修を支援する補助金の計上でございます。9款教育費につきましては、川口運動公園野球場に防球ネットを設置するための設計委託料の計上でございます。また新年度の国体開催に向けまして、県から補助を受けまして、競技場周辺等の防犯カメラの設置にかかる備品購入等の計上でございます。11ページの方でございます。介護保険特別会計につきましては、国の制度に従いまして例年9月に行ってございます決算による国県支出金等の精算でございます。水道事業特別会計につきましては、新しい右廻配水場の供用開始に伴いまして、国から無償借地しておりました古い方の右廻配水場の跡地につきまして、原状回復をいたしまして返還するための工事費等を補正するものでございます。続きまして契約・財産の取得4件でございます。議案第74号につきましては、学校給食センターにかかる建築主体工事。次のページでございます。議案第75号につきましては同じく電気設備工事。議案第76号につきましては機械設備工事。議案第77号につきましては、同じく厨房機器物品購入でございます。いずれの契約の締結につきましても議会の議決をお願いするものでございます。続きまして14ページの方をお願い申し上げます。議案第78号 市道の路線の認定につきましては、民間の開発行為による新設道路の帰属6路線となります。14ページにつきましては、下ほどに図がございますが、東レの社宅跡にかかる民間開発でございます。15ページにつきましては、中の旧ネオジオワールドの裏の駐車場跡地の民間開発でございます。続きまして区域の変更でございます。議案第79号 町の区域の変更につきましてご説明の方申し上げます。こちらにつきましては、駅北の残地に関する区域の変更でございますが、残地の取得者である株式会社日立ライフにつきましては、ご案内の通りマンション建設を予定してございます。事業者といたしましては、敷地を一筆に合筆したうえで、マンション購入者の共同持分として考えてございますが、現在この敷地が有明町と大和町が混在している状況となっております。そのため合筆に必要なため土地の名称を統一する必要があることから、有明町の一部を大和町への編入について事業者の方からも要望書がございました。編入の方をする議案でございます。ちなみにアルカスにつきましても大和町という住所に統一している状況でございます。追加議案の方はご説明させていただいてよろ

しいでしょうか。

○内田委員長 一回止めましょう。ここままで何かございますか。

○吉田(博)委員 今回補正は少ないね。9月だからもう少しあるのかと思った。資料を見てみると大体、国の方の補助とかあるけど、防球ネットの設計委託料を一般財源から持ってくるというけれど何で今の時期なの？

○内田委員長 はいどうぞ。

○船沢市長公室長 今回、硬式の野球の試合がありまして、L'AUBEの駐車場まで飛んで事故が起きた経緯がございまして、先日もイースタンリーグの試合もございました。プロ級になりますと外に出ている状況がございまして、今までの状況を判断した上で安全対策を取らせていければと考えてございます。

○吉田(博)委員 防球ネットはJ:COMスタジアムを造る時に足りないよって言ったんだよ。あの設計の防球ネットでは足りないよ。絶対外に行くよと。実際外にボールがいったから始まったんだ。もっと計画的にやれよ。以上。

○内田委員長 よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 続いて追加議案。はい、どうぞ。

○船沢市長公室長 16ページの方をよろしくお願い申し上げます。まず人事案件の方が2件でございます。議案第80号 土浦市公平委員会委員の選任の同意でございます。それからその下でございます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての諮問、いずれにいたしましても最終日の提案の方を予定してございます。17ページでございます。認定第1号 平成29年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度土浦市水道事業会計決算の認定についての2件の認定につきましては、最終日に提出の方を予定しているものでございます。18ページの方をお願いいたします。平成29年度決算に基づきまして、報告第28号は健全化判断比率の報告について、報告第29号は資金不足比率の報告について、最終日にご報告を申し上げます。なお、各比率におきまして早期健全化基準、経営健全化基準を下回ってございまして、指標上財政の健全化は維持されている状況でございます。また各会計におきまして資金不足につきましても生じていない状況でございます。ご説明させていただくのは以上でございます。

○内田委員長 追加議案について何かございませんか。

○篠塚委員 健全化判断比率についてですが、国の方針が始まって8年ぐらいですか。8年経って全国的にこの指標を採用している自治体がほとんどですか。この数値の信用性というのは検証したことはあるんでしょうか。

○佐藤財政課長 健全化法が開始したのは、平成17年からで約10年以上経っている所です。夕張市の破綻から始まったのですけれど、その関係から全国のどの市町村も一律の指標を用いて、公表と議会への報告を義務付けられたわけですが、全ての指標については、国の統括下に置かれるかという意味での健全かどうかということなんですけれど、この検証については国の統括下に置かれるかどうかという、だいぶ高い所

に置かれているのでみんな健全になってしまうんですけど、だからといって財政上芳しくない所もございますので、本市としては独自に経年の経過とかまたは他の財政の見通しとかを合わせて検証して、経年で上がってくるということは公債費であるとか地方債の残高が多くなっているということで、そういったものを検証しつつ多くなっている所がございます、数値上は細かい全ての負担費と公債費の残高というのを計算していくので、この数値というのは全国统一の数値としては検証していると思います。

○篠塚委員 国の方では見直しはしないで続けていく、10年経ってもそういう方向でいるのですか。

○佐藤財政課長 この見直しというのは経年の比較もございますのでこのままということでございます。

○篠塚委員 ありがとうございます。

○内田委員長 よろしいですか。他に何かございませんか。

○吉田(博)委員 副市長、さっきの防球ネットだけでも、最初予算を組んでもっと大きいのを作ろうといった時に、7~8千万円かかると思ったけど。

○五頭副市長 かかります。

○吉田(博)委員 かかるよな。この設計の委託料は三百万円だろう。これから設計業者を決めて積算していくけれども、三百万円の委託料からするとそれぐらいかかるよな、7~8千万円な。これは来年の工事する時期はいつの頃を考えている。

○五頭副市長 シーズン中はやれませんが、オフシーズンにやるほかはないのですが、来年の冬場。

○吉田(博)委員 冬場にやるということだな。

○五頭副市長 来年の後半になります。

○吉田(博)委員 これはかかるんだよ。それを一般財源から持ってくるしかないの？

○五頭副市長 これは何にもないです。

○内田委員長 よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 以上、上程された議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かございますか。

○五頭副市長 特にはございません。

○内田委員長 そうですか。何か皆さんの方から執行部に・・・

(「今の所はない」との声あり)

○内田委員長 それでは、執行部の方は退席していただいて結構です。ご苦労様でした。傍聴の方が入ってきております。それでは再開いたします。続いて請願・陳情の協議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。はい次長。

○川上事務局次長 資料No. 4です。陳情・請願につきまして提出期限まで1週間ほどございますけれども、今日までに提出されましたのが、新規の請願と陳情1件ずつ合計2件でございます。まず受理番号2、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願書でございます。茨城県教職員組合杉

山繁氏ほか396名から提出されております。紹介議員は篠塚議員でございます。付託する委員会についてご協議をお願いしたいと思います。本文の方を朗読させていただきます。ページの方は2ページになります。本文を朗読いたします。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権化の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。次のページをお願いいたします。請願事項

1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。こちらは意見書の提出を伴うものでございますので、資料の4ページの方に提出者から示されました案がございますので、委員会で採択となった場合はこちらの方の推敲もお願い出来ればと思います。次に受理番号3でございます。新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情。こちらが土浦市中、土浦サッカー協会会長太田三津雄氏から提出されております。本文の方を朗読させていただきます。ページは5ページになります。土浦サッカー協会は約20年前に活動を開始し、現在は社会人、高校、中学、小学生の各団体の合計1,300人以上が主に土浦市内で活動をしています。平成29年土浦市スポーツ少年団登録人数はサッカー約530名、野球約340名、バスケット約150名と、サッカーが一番多くなっており、今若い人の中ではサッカーが最もメジャーなスポーツになっています。しかし、土浦市では競技人口の割にサッカーグラウンドの整備が不十分です。土浦には、サッカーで使える芝グラウンドは、川口運動公園陸上競技場J：COMフィールド土浦と南部地区運動広場しかありません。しかし、川口グラウンドも南部グラウンドもサッカーの専用グラウンドではないため、使いたいときに必ず使えるわけはありません。また、どちらも芝の状態は非常に悪く、それに加えて川口グラウンドは地面の凸凹がひどいため、ケガの心配があり安心してサッカーができるグラウンドではありません。いずれのグラウンドも、残念ながら「草サッカー」で使うにも不十分なレベルと言わざるを得ません。現在、小学生、中学、高校とも公式戦が大幅に増えていますが、グラウンドが足りないため関係者はグラウンドの確保に苦勞しています。また、土浦市長杯などの大会で県内外からチームを招待した際に、グラウンドの悪さを指摘さ

れ、土浦市は毎年恥ずかしい思いをしています。こういう状況の中、公式戦を行うことができ、県内外から有名校を招待しても恥ずかしくない設備を早急に整備していただきたいと考えています。新治多目的グラウンドは、サッカー協会が頻繁に使用している土グラウンドですが、強風による砂塵や、冬の地面凍結等の問題で困っています。人工芝化することにより、天然芝より比較的安い維持費用でそれらを改善できます。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる青少年の健全な育成のため、サッカー環境を早急に整備することは極めて重要です。こうした観点から、是非「新治多目的グラウンドの全面人工芝化」を早急に取り進めていただくよう、お願いいたします。こちらは陳情書でございますので、会議規則第138条で陳情書、または、これに類するものそういうもので、その内容が請願に適合する場合には、請願書の例により処理するとなっておりますので、こちらの陳情書を請願書の例により本会議に上程するのか。また上程するのであれば付託する委員会について、ご審議をお願いいたします。以上です。

○内田委員長 上程するかしないか付託委員会を決定するというところでございます。皆さん何かご意見ございましたら。

(発言者なし)

○内田委員長 上程するには問題ないですか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 上程するというところで進めます。それでは、付託委員会ですが、内容によっては文教厚生委員会という感じがいたしますが、いかがでございますか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 文教厚生委員会ということで付託いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは、次に決算特別委員会の設置及び委員の選出について協議をお願いいたします。事務局から説明願います。次長。

○川上事務局次長 来年度の決算特別委員会のあり方につきましては、現在、ご協議を続けていただいている所でございますけれども、今年度の決算特別委員会につきましては、従前どおり第3回定例会の閉会後に審議をするということで結論をいただいておりますので、各常任委員会から選出する人数についてのご協議をお願いするものでございます。先例といたしましては、昨年委員会が3つになった時から各委員会から4名ずつの選出、合計12名ということでご審議をいただいておりますので、今年度の選出人数についてご審議をお願いいたします。

○内田委員長 昨年初めて3つの委員会になりました。その中から選出されたのが4名、合計12名で、初めて昨年度からスタートいたしました。今年度はいかがいたしますか。

○寺内委員 4名を3名に見直しなんていうのはないんだね。4名じゃ多いから3名がいいというのはないのかな、去年やった人。

○吉田(博)委員 4名でいいよ。

○内田委員長 従前の通りいくか、それとも変更するかという話がありますがいかがですか。

○篠塚委員 前回変えたばかりで1年間では結論が出ないと思う。もう1度様子を見てはいかがでしょうか。

○内田委員長 寺内さんいかがですか。

○寺内委員 結構ですよ。

○内田委員長 寺内委員のご同意を得たようで、4名と従前通りということでよろしいですね。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 4名ということにいたします。各委員会で4名ずつ選出していただき最終日で選任するという運びになりますが、ここからは私がしゃべっていいんだな。実は皆さんにもこれまでこの件について議論した中で、スケジュールがなかなか決まらないというようなことが大きな話題になりました。そういったことで、各委員会、来週、事前委員会がありますので、その時に、内々で4名を選出していただく。議会の初日に内々で委員会を開いて、内々で正副委員長を選出して、内々で議会の初日に日程を決定していただきたい。その理由は、各常任委員会、各会派に視察が入ってしまうと決算特別委員会の日程が決まらないというような事態が想定される。まず初日に決定するということが、初日に決定したら各会派の部屋に用紙を配っちゃうということでスタートしていただく。皆さんご理解をいただきたい。あくまでも内々です。

○吉田(博)委員 内々が多いな。

○内田委員長 そういうことをご了解をいただきたい。

○吉田(博)委員 初めて聞いたな。日程の問題というのは確かに大きいよ。

○寺内委員 最終日に決めてそこから日程を調整するのは難しい。

○内田委員長 そしてひとつ、これは委員長の方からお願いしたいのですが、日程を決める場合、月曜日か金曜日に来るだけ決算特別委員会をやっていただければ、週の真ん中で、1泊2日か2泊3日の日程が組める。週の真ん中に決算特別委員会をやられちゃうと視察の日程が組めない。その辺も決算特別委員会のメンバーに選ばれた方もご協力をいただきたい。事務局の方でリードして下さいということでよろしいですか。

○海老原議長 あくまでも内々ということなので、最終日まで正式に正副委員長を決められないので、その間私が座長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○内田委員長 要するに内々で集まった時に座長がいないということですから、議長が座長をやって正副委員長を選出していただく。

○海老原議長 正副委員長は最終日に選出ですから。

○内田委員長 一応そこで決めておかないと日程だって決まらない。あくまでも内々だから、議長の役割は正副委員長を決める所で終わりということです。これはあくまでも全員の同意の下で内々ということです。オープンな形での内々です。

○吉田(博)委員 次長、これがお前のやり方か。

○川上事務局次長 初議会の時のような議員懇談会、1週間前に決めるような、全員了承の下でお願いいたします。

○内田委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 皆様のご理解の下でよろしくお願ひいたします。次に3番、ニセ電話詐欺撲滅宣言の依頼について協議を願ひます。事務局から説明をいただくのですがその前に議長から経過をどうですか。この件は、議長に直接依頼があったのでお願ひします。

○海老原議長 この件は、土浦警察署長の益子署長から、この文書が7月6日に届きました。署長と捜査二課長が議長室に見えになりまして受け取りました。ほぼ同じ内容で、かすみがうら市議会にも届いておりまして審議するということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○内田委員長 事務局からお願ひします。

○川上事務局次長 本文を朗読いたしますか。

○内田委員長 そうだな、お願ひします。

○川上事務局次長 資料No. 5をお願ひいたします。警察署長から提出された本文を朗読させていただきます。ニセ電話詐欺撲滅宣言の依頼について、盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、近年、大きな社会問題となっているニセ電話詐欺の被害は、昨年当署管内において20件、実質被害総額約2,910万円で、本年6月末現在14件、実質被害総額約2,357万円であり、依然としてニセ電話詐欺による被害が後を絶たず、新たな手口が次から次と出てくるなど大変厳しい現状にあります。家族を思う気持ちや不安につけ込み、大切に蓄えてきた財産を奪う卑劣な犯罪を、これ以上許すわけにはいきません。ニセ電話詐欺は、一部の不注意な市民が被害に遭っているというのではなく、次々に考え出される巧妙な手口により、誰もが被害に遭う可能性がある犯罪です。当署といたしましてもだまされた振り作戦をはじめ防犯キャンペーンなど各種対策を講じているところでありますが、土浦市民がこれ以上被害に遭うことがないように、市民の機運を高めるべく、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的にニセ電話詐欺撲滅宣言を行っていただきたくお願ひ申し上げます。次のページは、警察署から提示されている宣言文の案です。こちらは要望書でございますので、要望書の扱いは、全員協議会でコピーを配布するというところでございますけれども、こちら警察署からのお願ひということで、例外の取り扱いをした例をいくつかありますので紹介させていただきたいと思ひます。平成12年度でございますけれども、青少年を覚せい剤等乱用から守る街宣言決議、飲酒運転追放並びにシートベルト・チャイルドシート着用推進の決議が警察署から提出され宣言をしてございます。同じ平成12年に税務署から青色申告・納期内納税完納都市宣言に関する決議の依頼がありまして、同じように議場で宣言決議をしてございます。本会議への上程となれば、先例集の中に陳情・請願によらない意見書の提出については、全員協議会において定数の4分の3以上の賛成があった場合は、委員会または議員提出議案として本会議に上程するという例がございますので、今回は意見書の提出ではございませんけれども、請願・陳情によらない上程でございますので、この先例を準用しての上程がよろしいのではないかと考えている所でございます。今回の要望書の提出者は土

浦警察署の署長でございますので、この取り扱いについてご協議をお願いいたします。以上でございます。

○内田委員長 はい、ありがとうございます。皆様のご意見を。はい、吉田委員。

○吉田（博）委員 議会として宣言するのか。

○川上事務局次長 はい。

○吉田（博）委員 土浦市の方にも同じような要請は来ているのかな。

○川上事務局次長 来ておりません。

○吉田（博）委員 土浦市は撲滅宣言をしなくていいんだ。

○川上事務局次長 議会でやれば市でやったというような・・・。

○吉田（博）委員 普通は市長宛に来るんだらうよね。

○川上事務局次長 土浦市でやっているのは交通安全宣言と滞納一掃宣言、男女共同宣言ぐらいしかありません。

○内田委員長 あて先は。

○川上事務局次長 あて先は土浦市議会です。

○内田委員長 土浦市議会だよな。市議会でやれよ。

○海老原議長 補足させていただきます。この宣言は茨城県で初めてだそうです。全国では何か所かあるそうですが、茨城県下では、土浦市とかすみがうら市が初めてだそうです。以上でございます。

○内田委員長 議長のパフォーマンスになるな。

○海老原議長 どちらかというと署長じゃないですか。

○川上事務局次長 10月に、ここでキャンペーンをやるそうです。土浦市議会で宣言をしてやってもらえれば、キャンペーンを張るようなレールには乗っているみたいです。

○吉田（博）委員 議会が宣言、採択しても弱いよな。

○篠塚委員 どちらかというと言議員提出議案という形で、議場でやれば、両方とも承認されるということで、市の意見書になるということではないですかね。議員提出議案ということですからね。

○川上事務局次長 委員会提出です。

○篠塚委員 委員会提出議案でね。

○吉田（博）委員 4分の3ルールを使って議員提出議案にしてそれが可決すればと。

○篠塚委員 議場で可決されれば市全体ということで。

○内田委員長 川上次長。議員提出議案という言葉が出たということは、議運が提出議案の提出者になるということか。どうなのその辺。

○川上事務局次長 委員会です。

○内田委員長 これは総務か。

○川上事務局次長 総務市民委員会が所管になると思いますので、先ほど言った内々で付託していただいて、上程されるかどうかを揉んでいただいて、上げるとなれば4分の3ルールを適用して上程する。

○内田委員長 総務市民委員会で内々付託を、この議運でして、十分にご協議をさせていただいて議員提案の議案として上程していただく。そして4分の3ルールの下で議員提案として上程される。

○川上事務局次長 委員会提案です。

○内田委員長 委員会提案か。はいどうぞ。

○篠塚委員 そのルールは分かったので、全協に諮って4分の3ルールが適用されるので、その前の委員会報告によっては各党派の方たちにお話をするしかないと思うんですけど、ニセ電話詐欺という言葉は、オレオレ詐欺とか振り込め詐欺を総括して生まれた言葉ですよ。そういう資料も委員会の議論の時に出してもらわないと、説明するのは生活安全課になるのかな。その辺用意するようにお願いします。

○内田委員長 総務市民委員会で十分に協議していただきたい。はいどうぞ。

○島岡委員 ニセ電話詐欺の被害相談とか、件数が土浦市は多いからなのか分かりませんが、他市ではいっぱいあるのですか。

○川上事務局次長 詳しい数字は申し上げられません。

○内田委員長 島岡委員、総務市民委員会で十分に協議して下さい。よろしいですか。

○島岡委員 資料をいただければと思った。

○川上事務局次長 用意するようにいたします。

○内田委員長 内々に付託するという事で決定いたします。総務市民委員会では十分に審議していただきますようお願いいたします。続いて協議事項(4)要請書について協議をお願いします。事務局お願いします。

○川上事務局次長 続きまして資料No. 6をお願いします。こちらは、茨城県平和友好祭実行委員会実行委員長前多歩氏から提出された要請書でございます。慣例では先ほども言いましたけど、要望書の取り扱い、全員協議会におきましてコピーを配布するという事でございますので、先ほどのニセ電話の例もありますので取り扱いについてのご協議をお願いできればと思います。朗読をさせていただきます。要請書、1945年8月、広島・長崎に投下された原子爆弾は、一瞬のうちに30万人の生命を奪っただけでなく、同時に、多くの被爆者を生みました。被爆・戦争体験の風化が進む今、核兵器と戦争の残酷さを後世に伝え、二度と同じことを繰り返さないよう語り継いでいくことは私たちの重大な使命です。自民党は、憲法9条「自衛隊」加憲案などの「改憲4項目」を提起しています。特に、自衛隊に関しては、安倍首相の提案である「9条1項・2項を維持した上で、新たに3項において自衛隊を憲法に明記する」案をベースに集約をめざしていますが、いずれの項目も、改憲の必要性和合理性を欠くと同時に、憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、議会制民主主義などの基本原理を変質させ、破壊するものといえます。また、米国政府は2012年秋、沖縄の普天間基地に米軍海兵隊のオスプレイ24機を配備したのに続き、今年4月5日に米空軍のオスプレイを東京の横田基地に配備しました。日本政府は、日米安保条約を前提として構造的欠陥が指摘されているオスプレイが、全国どこでも縦横無尽に飛び回ることを認めています。住民の命や暮らしを無視して、勝手気ままにオスプレイなどの米軍機を飛ばすことは許されません。

福島第一原発事故から7年が経過しました。今もなお、約5万人が避難生活を強いられる状況にも関わらず、避難指示解除を推し進め、強引に事故を収束しようとしています。政府と原子力事業者は、川内、伊方、高浜原発を再稼働し、さらに美浜、大飯、玄海原発についても、再稼働に向けた準備を進めています。また、運転開始から39年が経過した東海第二原発は、万が一事故が発生すれば、周辺30キロ圏内に住む96万人の住民が避難を余儀なくされます。しかし具体的な避難計画が示されないうちに原子力規制委員会は、再稼働の前提となる新基準に適合することを了承しました。このような中、私たちは、過去の事実から学び、悲惨な戦争と原発事故を繰り返さないために、広島平和記念公園に燃える「平和の火」をトーチに灯し、「語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を」をスローガンに44全市町村に平和の火を走りつないでいます。つきましては、この取り組みの趣旨を御理解いただき土浦市におきましても、下記の要請に応えていただけるようお願いいたします。記、一、平和行政を推進するため、原爆パネル展や映画上映などの平和事業を行い、次代を担う子供たちへ「被爆・戦争体験」を継承する具体策を進めること。一、福島第一原発事故で明らかになった「原子力の安全神話の崩壊」を直視し、東海第二原発をはじめとした全ての原発の廃炉を求めるとともに、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの政策転換を求めるよう、関係各方面に働きかけを行うこと。一、被爆国として世界のすべての核実験に反対の意志を表明すること。こちらの取り扱いについてご協議をお願いいたします。

○内田委員長 この要請書についてはいかがいたしましょうか。

○吉田(博)委員 通常はどうするんだ。

○川上事務局次長 全員協議会にコピーで配布です。

○内田委員長 どうですか。コピーをして全員協議会で配布するということでどうですか。

「(それでいい) との声あり」

○内田委員長 全員一致ということで決定いたしました。続いて、協議事項(5)平成30年度第1回議会報告会における意見・提言等についてですが、事務局からお願いします。

○川上事務局次長 資料No. 7になります。5月に行われました第1回目の議会報告会での主な意見・提言の中で市長に提出した方がいいものにつきまして、各会派で選んでいただいてから再度、議会運営委員会で協議していこうとなっていたものでございます。提出していただいた会派はひとつでございまして、公明党土浦市議団からのものでございます。こちらの方、朗読をさせていただきます。まず二中地区公民館でのものでございます。1番、つくば霞ヶ浦りんりんロードとりりんんスクエア土浦の活用についてのことでございまして、土浦駅に全国でも珍しいサイクリング拠点ができただけは非常に嬉しい。来ていただいた方々に市街地を走っていただくための整備をお願いしたい。次に六中地区公民館のものでございます。1番、受動喫煙についてのものでございます。喫煙、受動喫煙による疾病医療費の視点を十分踏まえてほしい。2番、小中一貫教育についてのものでございまして、小中一貫教育の利点が、確実に子供の成長の糧になると

期待している。こちらのものをごさいますて、市長への提出内容についてご協議いただければと思います。以上です。

○内田委員長 ありがとうございます。前回の報告会の内容を市長に報告すべきかどうか。報告する場合は、各党派の方からは公明党のみ、このような意見の提言がございました。これについてご意見を願いたします。差しさわりのない所だな。

○吉田（博）委員 ご意見といわれても・・・。

○篠塚委員 こういうものを文書にして議長が市長に報告するという事によろしいですよね。この内容で作って議運で皆さんに見ていただいて、確認して議長が市長に報告するという事によろしいですか。

○内田委員長 そういう形になる。公明党という名前はあってはならない。

○海老原議長 その前に議運としては市長にあげる提言なのかどうか、まず判断をしていただく。

○内田委員長 川上次長。

○川上事務局次長 この3項目で提出すると決まれば、形を整えまして議長名で市長宛の文書を作りまして、9月4日の全員協議会でそちらのものを、全議員さんに示させていただいた上での提出を考えております。

○内田委員長 よろしいですか。

○吉田（博）委員 形を整えるという今の言葉、もう少し付け加えとかないのか。

○川上事務局次長 荒井さんの名前の所に議長の名前が入るということです。提出する文書はそのままです。これは公明党から議長に来た。議長から市長に行くという形の変換です。

○内田委員長 色付けはしないのか。

○川上事務局次長 しません。

○吉田（博）委員 しないのか。

○篠塚委員 受動喫煙の所、受動喫煙についてだけなので、これを防止するのか、具体的に書かないと分からないので。小中一貫教育についてもどういう意味なのか、ここを少し膨らまして書かないと要望にならないので、それも踏まえて直さなければいけないと思う。

○内田委員長 これは要望になっていないな。こういうことがありました。期待している。あくまでも市長にこういうことがありましたという程度だな。提言とかそういう内容じゃない。

○篠塚委員 もし、ここの議運の中で提言した方がいい、もう少し文章を膨らまして議運で考えて出した方がいいというのが出れば、これを直すということなのでしょうかね。

○吉田（博）委員 あくまでも市長に出すのは議会としての提言だよ。これは提言書になっていないからもう少し議運で肉付けをして、事務局が考えて公明党の趣旨を取り入れて議運に出せよ。それを議運が審議すればいい。

○内田委員長 分かりました。川上次長。初日に市長に提出しようとするが無理がある。最終日のスケジュールに間に合うのであれば、もう一度、二度議運が開かれるので、そ

の時までに提言らしいものを、篠塚委員も入れ込んでいるようですので、その辺事務局と相談して案を作ってください。

○吉田(博)委員 もちろん揉めたわけじゃないから、変わったら変わったで・・・。

○内田委員長 議会中にまだ議運はありますから、その時にね。最終日の全協で了解してもらって、議長が提出するのであれば無理はないでしょ。

○島岡委員 他の会派からのご意見も当然あるでしょうから。

○内田委員長 無かったんです。

○平石委員 趣旨を提言らしくということでよろしいですか。

○寺内委員 公明党に持ちかえって、提言らしく直してくれと議運であったと報告してくれれば大丈夫。

○吉田(博)委員 出来れば公明党の中で協議して肉付けした方がいい。

○平石委員 はい分かりました。ありがとうございます。

○内田委員長 以上でよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 ありがとうございます。今度は副議長からの話、協議事項(6)平成30年度第2回議会報告会の実施について、広報広聴委員長の福田副議長長からお願いします。

○福田副議長 既に全議員にお知らせをさせていただいておりますが、改めまして、第2回議会報告会の開催について報告いたします。広報広聴委員会で協議しました所、資料No. 8の通り、11月10日(土)午後2時から市民会館小ホールで開催することといたしましたので、よろしく願いいたします。出席議員については、全議員の出席をお願いいたします。各委員会からの活動状況報告の内容につきましては、今回の定例会中に協議をしていただくことで考えております。また、リハーサルの開催につきましては、今度の広報広聴委員会で日程などを協議し、皆さんにお知らせいたします。議員の皆さんには、議会初日の全員協議会において報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○内田委員長 資料No. 8の内容でございますね。よろしいですか。

○海老原議長 議会報告会の内容について云々ではないのですが、第1回の議会報告会の中で文教厚生委員会の報告の中で、受動喫煙について来年の国体までには条例制定するような誤解を招く表現だったので、文教厚生員会の正副委員長に次回そういうことのないようにお願いしました。それについては、福田副議長広報委員長にも伝えておいてあります。よろしく願いいたします。以上でございます。

○内田委員長 今後もあることですから委員会で議論までいっていないのに、そういった表現はやめるべきだ。他の委員会でもそういうことのないように注意していただきたいということです。続いて議員研修会かな。事務局お願いします。

○川上事務局次長 日程の(7)に案を示させていただいております。式次第の方です。議員研修会、こちらは議会基本条例第20条第2項「議員の政策形成及び立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化」ということがこちらに載っております。それに基

づいて行われるものです。第1回目平成28年の11月24日に、地方議会総合研究所の所長である「広瀬和彦先生」をお招きして、「議会改革の方向性－議会基本条例の留意点と発言のあり方－」という演題で、1回目の研修会を開催しております。11月8日が2回目ということになりますが、茨城大学人文社会科学部現代社会学科の馬渡剛教授を講師としてお招きいたしまして、仮称でございますが、演題「地方創生の時代と地方議会改革について」ということで、議員研修会の開催を考えている所でございます。日時は11月8日木曜日午後2時から、場所は第3委員会室でございます。以上です。

○内田委員長 これも議会基本条例に基づく議員の研修の一貫ということでございます。これについて何かございますか。

(発言者なし)

○内田委員長 議員全員参加ということでございますね。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○内田委員長 この件についてはご了解ということにいたします。協議事項(8)その他に移ります。富士市産業支援センター「f-BIZ」事業を土浦市に導入する要望書については、私どもの会派が市長に導入して欲しいという要望書を提出しました。これを我が会派だけではなく皆さんのお耳に入れておきたい、ということでその資料と共に提出いたしました。よろしいですか。それだけです。次、常任委員会の任期について、議長からお願いします。

○海老原議長 前回皆さんに提案させていただいたのですが、昨年度の決算特別委員会の反省事項の中から、3つの常任委員会の経験をした方がいいだろうということで、提案させていただいたわけです。その後、今まで通りがいいとか色々ありましたが、今回も引き続きご協議をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○内田委員長 この件については意見がありました。全員協議会で議論もありました。結論は9月定例会で出せるとは思っておりません。いずれにしても3月定例会の最終日に結論を出せばいいのかなと思っております。そういった意味で皆さんこういった議論を普段からしていただいて議論を続けて欲しい。議長もあえて発言をしていただいたと思う。皆さんこういうことで何かありましたら、本会議で議会運営委員会は3~4回開かれるので、これはあくまでも継続しているという理解をしていただければいいのかな。

○吉田(博)委員 それはこの前各会派の代表者もいっしょにやったよな。

○内田委員長 やったよね。

○吉田(博)委員 あの時私が考えた意見は2つかなと思った。2年交代にするのと現状のままでいいという2つかなと思った。それで間違いはないのかな。

(「その通り」との声あり)

○寺内委員 結論までいかなかったから、この前は終わった。

○内田委員長 私は多数決で決めるのではなくて、皆さんが3月まで議論をしていってこの辺かなと。さっきの内々の話じゃないが結論は最終的に収めて気持ちよく選挙に突入していただくというような形になればと思っております。

○篠塚委員 2つの意見が出たと思うんですけど、マスコミなんかで議長の任期が2

年とか4年とか、慣例によりというのは議会で決まっています、それには民意が反映されていないという記事がいくつか書いてあったりしているので、なぜ4年間の任期で2年にするのか自由にするとか。そういうのを土浦市議会で明確な理由を作ればそれでいいのかと思うんですが、今2つの案が出てそれにはご意見があって、どちらかを取って明確に決めれば、答えが慣例によりとかバラバラの答えになると、何でというふうになってしまうので、その辺を意思統一出来ればよろしいのかと思う。

○内田委員長 大変貴重なご意見で、我々も、こっちの意見はメリット、デメリットがある。こっちはこういうのがあると、1回そういうのを表にして表したのを見ればもう1度、議論の対象になるかと思う。事務局の方で資料作りをお願いしたいと思います。そんなに長い文章にはならないでしょう。

○寺内委員 簡単なものでいい。

○吉田（博）委員 何で次長はそうやって嫌な顔をするんだ。この野郎、顔に出すんじゃない、お前は。

○川上事務局次長 思いつかないんで。

○吉田（博）委員 馬鹿野郎。

○内田委員長 吉田委員、あれは嬉しい顔だから。

○吉田（博）委員 だめだよ、お前がそんな顔をしていたんでは、きりっとしている、お前は。

○内田委員長 嬉しい顔だから、そういうことでよろしくお願いします。何か皆さんございますか。

（発言者なし）

○内田委員長 無いようです。事務局何かありますか。

（「ありません」との声あり）

○内田委員長 大丈夫ですね。これにて、議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。